

さいたまの都市空間と水と緑の将来像を語るシンポジウム概要報告

1 シンポジウムの目的

景観法が施行されるなど、地域の特徴ある空間のあり方への関心が高まっている中、埼玉らしい水と緑が調和した都市空間のあり方を探る。

2 開催日時

2004年11月6日（土）午後1時半から4時50分まで

3 開催場所

さいたま共済会館602

4 主催、共催、後援

○主催：建築学会関東支部埼玉支所

○共催：全国市街地再開発協会

○後援：埼玉県、さいたま市、川口市、彩の国景観協議会、埼玉みどりのトラスト協会、埼玉県都市計画協会、埼玉県建設業協会

5 プログラム

- (1) 開会 高岡敏夫 建築学会関東支部埼玉支所幹事
- (2) 主催者あいさつ 市川毅 建築学会関東支部埼玉支所長
- (3) シンポジウム趣旨説明 樋口和男 建築学会関東支部埼玉支所幹事

(4) 基調講演

1) 緑のトラストと緑のまちづくり

進士五十八 東京農業大学学長、さいたま緑のトラスト協会理事長

2) 水と緑のさいたまの原風景再生

宇杉和夫 日本大学理工学部助教授

3) 居住地計画と水と緑のネットワーク

川手昭二 筑波大学名誉教授、埼玉県見沼土地利用審査会会長

4) 景観法によるまちづくり

宮本和宏 国土交通省関東地方整備局住宅整備課長

(休憩)

(5) パネルディスカッション

○パネリスト：進士五十八氏、宇杉和夫氏 川手昭二氏、宮本和宏氏

○コーディネーター：伊藤庸一 日本工業大学教授

(6) まとめ：伊藤庸一氏

(7) 閉会

6 聴衆の数 111名（講師、事務局を除く）

7 開催状況の映像



▲基調講演 進士五十八氏



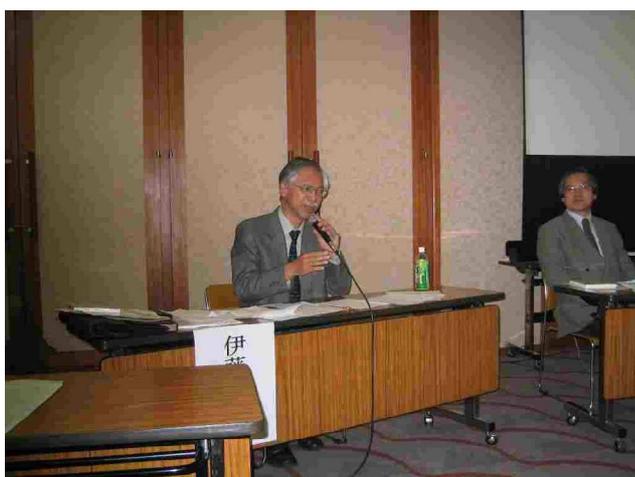
▲基調講演 宇杉和夫氏



▲基調講演 川手昭二氏



▲基調講演 宮本和宏氏



▲パネルディスカッション
コーディネーター伊藤庸一氏



▲パネリスト 左から進士五十八氏、
宇杉和夫氏 川手昭二氏、宮本和宏氏

8 各出演者の発言要旨

(1) 基調講演

1) 「緑のトラストと緑のまちづくり」について

進士五十八 東京農業大学学長、さいたま緑のトラスト協会理事長

どこに行ってもミニ東京のまちづくりが行われているが、それぞれの地域の個性を生かすことが大事だ、それぞれの地域の風景はその土地に住む人々が生存、生活の基盤として作りあげた結果である、人々の作りあげた風景は暮らしの座標軸であり、ふるさとの景観として継承する価値がある、水と緑は生き物たちの生息の場をつくり、水と緑のネットワークは人間を含めた生き物たちのネットワークになる、風景を全体としてとらえる視点、ランドスケープの概念が重要であり、さらに、ランドスケープを楽しめるビューポイントがその価値の理解につながる、などが豊富な経験をもとに分かりやすく解説された。

2) 「水と緑のさいたまの原風景再生」について 宇杉和夫 日本大学理工学部助教授

『見沼田んぼの景観学一龍のいる原風景の保全・再生』（古今書院）をテキストにして講演された。風景とは生活者の心象風景の問題である。地域の心象風景再生、原風景形成過程継承こそ基本的課題である。景観計画・景観制度は原風景の地域形成プロセスを継承・活用して有効となる。具体的な景観部位形成には景観デザインとして深まった理解が必要である。性急なアイデアや工事は費用の分だけ景観の意味を壊す。子どもから次の世代に引き渡せる仕組みをつくるのが現在の責務である。埼玉東部の原風景は台地と低地、水路と堤と斜面林のセットであり、そこから遠望できる山の景観である。自然風景が市街化によって子どもの身近な世界から隔離されており、遊びを通して生育環境の中で学習できなくなっている。風景と景観を学習・リハビリできるプログラムとセンターが必要である

3) 「居住地計画と水と緑のネットワーク」について

川手昭二 筑波大学名誉教授、埼玉県見沼土地利用審査会会長

都市の発展で失ったものは大きい、ものの豊かさは幸せをつくることのできない、港北ニュータウンで住民参加を実践し、本当の豊かさを追求しようと試みた、一つは道路を歩行者に返すべく、道路に段階をつけ、歩行者の分離を図る、二つは身近な緑、水辺をつくり、子どもがのびのび遊べる自然緑地を創出する、三つは地縁コミュニティの再生により、新しいふるさとづくりをうながすことを図、写真で説明された。とくに、水と緑を身近につくり出すヒントとしてグリーンマトリックスが紹介された。

4) 「景観法によるまちづくり」について

宮本和宏 国土交通省関東地方整備局住宅整備課長

平成16年6月に成立した景観法三法の必要性、良好な景観形成による効果、景観法の理念と景観計画の概要、景観計画区域・準景観地区・景観地区・景観重要建造物・景観農業振興地域整備計画、税制による支援・規制緩和による支援、まちづくり交付金による景観形成などをスライドを用いて紹介されたうえで、さい

たまには見沼たんぼなどの優れた景観が維持されてきたが、さらに市民が楽しめるようにアクセスの改善が必要など、課題と提言を話された。

(2) パネルディスカッション

- パネリスト：進士五十八氏、宇杉和夫氏 川手昭二氏、宮本和宏氏
- コーディネーター：伊藤庸一 日本工業大学教授

基調講演終了後、休憩中にフロアから質問を集め、4氏をパネラーとするパネルディスカッションに移った。

主な質問は、景観アクションプランを策定する場合のポイントについて、景観形成や水と緑の自然保全への住民やNPOのかかわり方、住民参加プログラムについて、公共性の構築について、まちづくり交付金について、グリーンマトリックスについて、などであった。

これらの質問を中心に、閉会を15分延長した4時45分まで、パネラーにさいたまの都市空間と水と緑の将来を大いに語ってもらった。パネラーはディスカッションにも熟知されていて、分かりやすい事例を引きながら、論点を的確に集約していただいた。

最後に、コーディネーターの伊藤氏がパネルディスカッションの内容を要約し、報告をした。

(3) まとめ 伊藤庸一氏

1. 水であれ、緑であれ、都市空間であれ、それぞれを単体の景観としてみることもできるが、しかしよくみるといずれも単体を構成する要素の集合体によって成り立っている。さらによくみてみると、ある景観は隣の景観、その先の景観、さらに先の景観と関係しあって存在する。とりわけ、水と緑は一体的に存在しあい、両者の関係を見落とすことはできない。つまり、都市空間と水と緑は、全体を有機的な関係のなかで認識する必要があり、これがランドスケープの概念である。水と緑と都市空間はお互いに関係しあうランドスケープとしてとらえなければならない。こうした全体的な関係は視覚的にはなかなかとらえにくいことが多いので、ランドスケープを確認できるビューポイントをつくることで、景観の全体性の美しさを楽しみながら、有機的に関係性の重要度を理解することができる。
2. 水と緑の豊かな場所には自然の生き物が生息している。都市開発により住む場所を奪われた生き物たちを守るためにも、そしてそれは人類の生存をも保証する水と緑の豊かな空間を保全する必要がある。ところでそれぞれの土地をよく見てみると、地勢の違いがあり、微気象が異なり、自然の様相も違っているのに気づく。埼玉県も山地、台地、沖積地の違いがあり、林業、畑作、稲作の違いがある。自然の違いごとに生き物も違って、それが豊かな生物相をつくりだしている。これが土地ごとの個性である。人々は生活をくり返すなかで、土地ごとの個性を読み取り、そ

れをまちの作り方の手がかりとした。空間軸、座標軸といわれる概念である。そこにはまちと自然の住み分けもあった。こうしたまちの構造を理解することが、都市空間と水と緑の共存には不可欠である。

3. さいたまの景観は、何代にもわたって積み重ねられてきた生活の結果である。見沼の田んぼも、三富の新田も、先人の生活、生産の基盤であったからこそ、人々が手を加え、改良を重ね、いまに伝わってきた。それは、先人たちの生活の歴史であり、形として残された景観はその土地ごとの文化である。景観を次の次代に伝えることは、その土地で暮らした人々の生活とその思いを伝えることであり、景観を保全することで、景観の持つ意味と景観に込められた文化を伝えることができる。すなわち、見沼や三富や、その土地ごとに伝えられてきた景観の保全とは、形を残すことが大事なのではなく、その意味や文化を伝えることでなければならない。
4. かつて埼玉都民のという言い方があった。東京で働く人が結婚や子どもをきっかけに埼玉に家を構えたものの、仕事は東京、埼玉は寝るだけの暮らしを皮肉った言い方である。いまはかなり埼玉県民が増えた。が、まだまだ県民らしさが足っていない。さいたまの景観は先人が生活、生産の基盤として時間をかけて作りあげた結果である。さいたまに目を向け、さいたまを歩き、さいたまの文化を発見することから始めたい。いまの時代ではまだ実らないかも知れないが、いっしょに歩く子どもたちは純粋な感性でさいたまらしい水と緑と都市空間を発見し、文化として育ててくれるはずである。そのためにも時間をかけ、さいたまらしい水と緑と都市空間を見つけ、子どもたちにそのすばらしさを伝えることかさいたまらしさを醸成していく第1歩である。



← 2004年11月12日付け
埼玉新聞切り抜き

街づくりに住民がどう参加するかなどを意見交換した＝浦和区のさいたま共済会館

さいたま市の自然と調和した街づくりのあり方を考えようと、「さいたまの都市空間と水と緑の将来像を語るシンポジウム」(主催・建築学森岡東支部埼玉支所)がこのほど、浦和区のさいたま共済会館で開かれた。シンポジウムでは、さいたま緑のトラスト協会理事長の進士五十八・東京農大教授や、県見沼土地利用審議会長の川手昭二・筑波大学名誉教授らが基調講演。今年十二月に施行される景観法などが紹介された。

パネルディスカッションでは街づくりに住民がどのように参加していくかについて意見を交

換。パネリストからは「見沼たんぼは貴重な財産」「本宅に近い街は自分の街を見下ろすビュースポットがある、新都心の合同庁舎を一般に開放したらどうか」などの意見が出された。

最後に「景観を守るためには、県民自身が歩いて埼玉を知り、生活や歴史、文化を伝えていくために何が大事なのかと確認する必要がある」とまとめられた。

見沼たんぼは財産 ビュースポット確保を

さいたままで
景観シンポ